

医療技術職確保奨学金返還支援補助金 申請の手引き（令和 7 年度）

北部医療センターの医療技術職を確保し、地域医療の充実に資することを目的に、医療技術職として就業した方が返還する奨学金の一部を補助します。

1. 対象要件

次の要件をすべて満たす方

- (1) 北部医療センターに医療技術者（※ 1）として勤務し 1 週間の所定労働時間が 30 時間以上の方
- (2) 大学等の在学期間に奨学金（※ 2）を借り受け、卒業後に返還予定又は返還を開始しており、かつ滞納していない方
- (3) 市町村税（延滞金及び督促手数料を含む。）を滞納していない方
- (4) 暴力団員等（※ 3）又は暴力団と密接な関係を有しない方

※ 1 医療技術者の職種は、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、管理栄養士、臨床工学技士、歯科衛生士とします。

※ 2 「2. 対象となる奨学金」をご確認ください。

※ 3 暴力団員等とは、宮津市暴力団排除条例第 2 条第 3 号、伊根町及び与謝野町の暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定するもの

2. 対象となる奨学金

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金
- (3) 国又は地方公共団体奨学金
- (4) 大学等独自の奨学金
- (5) その他市長が認める奨学金

3. 補助内容

補助金額	月額 30,000 円を上限（※ 4）
補助期間	最大 120 カ月

※ 4 奨学金の返還が半年賦又は年賦の場合は、当該年度の返還額を 12 月で除した額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を月額とします。

4. 定員

5 名（定員になりましたら締め切ります。）

5. 補助対象期間

北部医療センターに就業した月又は奨学金の最初の返還期日に属する月のいずれか遅い月から起算して120箇月を限度とします。

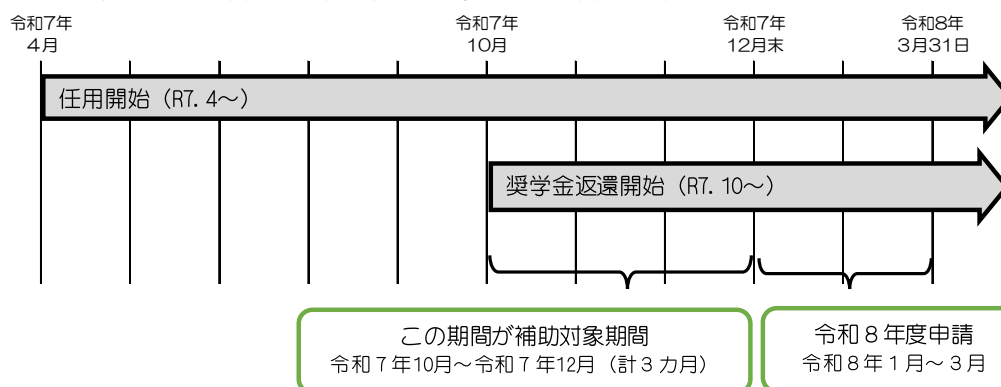
なお、以下のいずれかに該当する場合は、当該事実が生じた日の属する月までを補助対象期間とします。

- (1) 奨学金を完済したとき。
- (2) 奨学金の返還が免除されたとき。
- (3) 医療技術者としての就業を離職したとき。

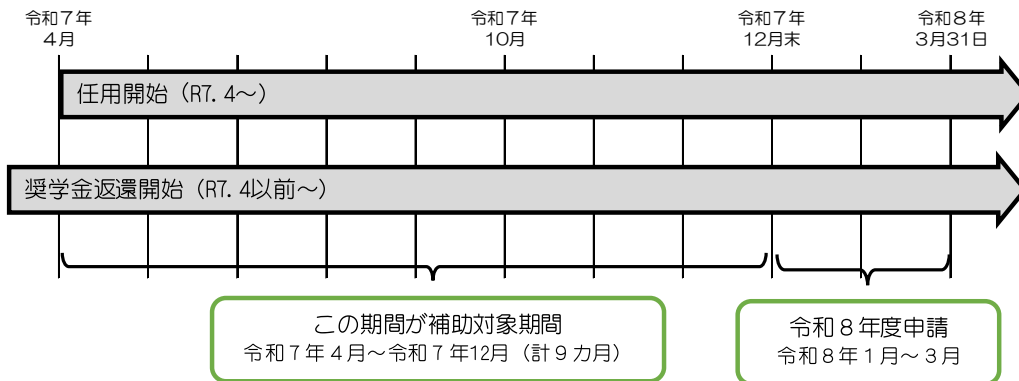
令和7年度の場合

※補助対象期間の例

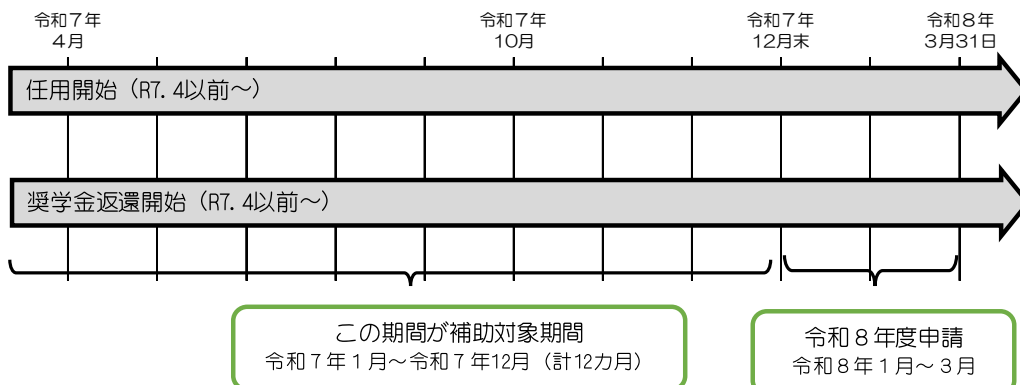
(1) 令和7年4月に任用開始、令和7年10月に奨学金返還開始の場合



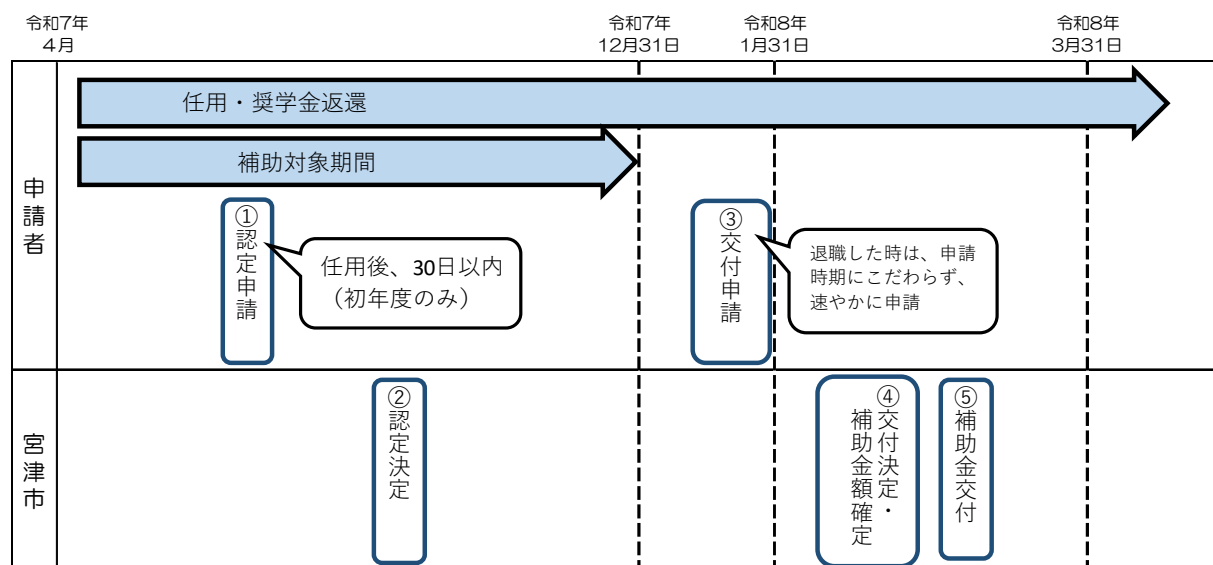
(2) 令和7年4月に任用開始、令和7年4月以前から奨学金を返還している場合



(3) 令和7年4月以前から任用開始、令和7年4月以前から奨学金を返還している場合



6. 申請から交付までの流れ



① 認定申請（随時）

補助金の交付を受けようとする方は、採用又は任用後 30 日以内に、必要書類を添えて、認定申請書を提出してください。

② 認定決定（随時）

提出された認定申請書類を審査し、認定（不認定）通知書を送付します。

③ 交付申請（令和 8 年 1 月 30 日（金）必着）

②で認定を受けた方は、令和 7 年 12 月分の奨学金返還を確認後、必要書類を添えて、補助金交付申請書を提出してください。期限内に交付申請書が提出されない場合、認定決定を取り消すことがあります。

④ 交付決定・補助金額確定（令和 8 年 2 月～3 月）

提出された交付申請書類を審査し、補助金交付の可否の決定、補助金の額を確定し、交付決定兼確定通知書を送付します。

⑤ 補助金交付（令和 8 年 3 月）

指定された口座へ補助金を支払います。

7. 認定申請

- (1) 申請方法 申請書類を提出
- (2) 提出先 宮津市役所 健康・介護課 健康増進係（ミップル4階）
- (3) 申請期限 随時（採用又は任用後30日以内）
- (4) 申請に必要な書類（必要に応じて、別途書類の提出を求める場合があります。）

必 要 書 類	備 考
① 医療技術職確保奨学金返還支援補助金補助対象者認定申請書（※）	様式第1号
② 奨学金の名称、借入金額、借入期間、返還計画及び返還実績が確認できる書類	
③ 就業証明書（※）	様式第2号

※書類は、宮津市ホームページ又は健康増進係窓口で取得できます。

8. 交付申請

- (1) 申請方法 申請書類を提出
- (2) 提出先 宮津市役所 健康・介護課 健康増進係（ミップル4階）
- (3) 申請期限 令和8年1月30日（金）
- (4) 申請に必要な書類（必要に応じて、別途書類の提出を求める場合があります。）

必 要 書 類	備 考
① 医療技術職確保奨学金返還支援補助金交付申請書（※）	様式第6号
② 奨学金の返還額が確認できる書類（領収書、通帳、振込依頼書の写し等）	
③ 就業証明書（※）	様式第2号
④ 奨学金借入残額及び償還期間が確認できる書類	
⑤ 市町村税に滞納がないことが確認できる書類	

※書類は、宮津市ホームページ又は健康増進係窓口で取得できます。

9. その他

注意事項

- ・偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金を返還していただきます。
- ・申請書類は、認定の可否を決定する重要な書類です。遺漏のないよう正確に記載してください。
- ・申請書類は、認定の可否に関わらず返却しますので、ご了承ください。

申請先・問い合わせ先

〒626-0012

京都府宮津市字浜町 3012 宮津阪急ビル（ミップル）4階

宮津市健康福祉部 健康・介護課

TEL 0772-45-1624 FAX 0772-22-8438